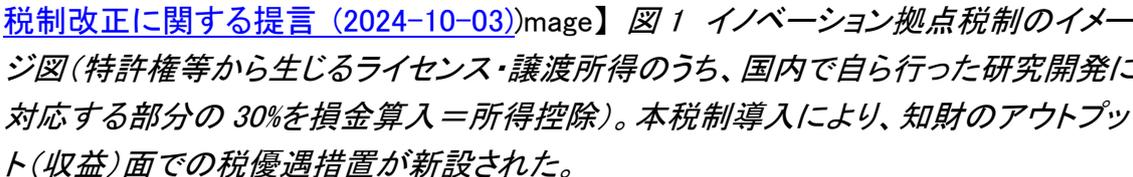


了解しました。令和7年4月1日施行予定のイノベーション拠点税制(イノベーションボックス税制)について、制度の概要だけでなく、導入の背景や政策的意図、国際比較、制度の利点・課題、企業や専門家の反応、さらには産業政策上の意義や国際的な影響までを深く掘り下げて調査します。

調査結果はビジネス戦略や政策提言に活用できるよう、明確な見解と情報源を添えて整理します。準備が整い次第お知らせします。

令和7年導入「イノベーション拠点税制 (イノベーションボックス税制)」詳細分析

1. 制度の基本的な仕組みと適用要件

イノベーション拠点税制(通称:イノベーションボックス税制)とは、企業が保有する特定の知的財産から生じる所得に対し、税務上の特別措置(所得控除)を講じる制度です。具体的には、特許権および人工知能関連技術を活用したプログラムの著作物(イノベーション拠点税制(イノベーションボックス税制)について (METI/経済産業省)) (イノベーションボックス税制とは? 控除対象や事業者への影響を解説 | クラウド会計ソフト マネーフォワード) 料や譲渡益等の所得の一部について、通常の課税所得から30%相当額を控除**できる仕組みとなっています。この所得控除により、当該所得部分に係る実効税率が約20%程度まで引き下がる効果(法人税等を29.74%とした場合)があります (特許所得に関する新税制、注目すべき与党協議の3つの論点 | DTFA Institute | FA Portal | デロイト トーマツ グループ) (経団連: 令和7年度税制改正に関する提言 (2024-10-03))

本税制を適用できる主体は青色申告書を提出する法人です(個人事業主等は対象外)。適用対象となる取引は、「特許権譲渡等取引」と定義されるもので、特定特許権等のライセンス供与(貸付)や譲渡によって対価を得る行為を指します。自社で製造・

販売した製品に内包される知財からの利益は、本税制上直接の対象とはならず、あくまで知財そのもののライセンス収入や譲渡収入が優遇対象です。

適用にあたっては、OECD の勧告する「Modified Nexus アプローチ(ネクサス比率)」を踏まえた「自己創出比率」の概念が導入されています。すなわち、控除できる所得は、その知財の創出に企業自らが国内で投下した研究開発費に応じて按分されま
す。制度上はまず「知財由来の所得」を算定し、それに「自己創出比率」(= 当該知財に関連する自社の適格研究開発費 ÷ 当該知財に要した研究開発費総額)を乗じた金額を「制度対象所得」と定義します。この制度対象所得とその事業年度の通常の当期所得(課税所得)とのうち少ない方の金額の 30%までを損金算入(所得控除)できる仕組みです。損金算入額(所得控除額) = 知財由来所得 × 自己創出比率 × 30%という計算式で表されます。例えば、自社開発した特許をライセンス供与した場合、そのライセンス収入に、自社が国内で投じた研究開発割合を乗じ、その 30%相当を追加経費のように計上できるイメージです。

対象となる知的財産(特定特許権等)は厳格に限定されています。現行制度では以下の二種類のみです。

- 特許権(※令和 6 年 4 月 1 日以降に特許庁に出願され登録されたものに限定)
- 人工知能(AI)関連技術を活用したソフトウェアの著作物(※令和 6 年 4 月 1 日以降に制作されたものに限定)

このように、2024 年 4 月 1 日以降に新たに取得・創作された知財が対象となる点に注意が必要です。実用新案権や意匠権、商標、営業秘密など他の知財は含まれておらず、本税制の趣旨に合致する技術革新系の知財に絞られています。なお、AI 関連ソフトウェアか否かの判断については専門的知見が必要となるため、申請時に第三者機関からの証明を要する仕組みが設けられています。

適用手続にも独特の要件があります。本税制を受けようとする法人は、**経済産業省による証明書**の交付を受ける必要があります。これは、その知的財産が制度の対象要件を満たすこと(例:上記の登録・制作時期要件を充足、AI 関連プログラムの定義に合致 等)や、その知財に関連する研究開発費の範囲・額を経産省が確認・証明する手続です。証明書交付の申請にあたっては、特許の登録情報、関連する研究開発計画書・報告書などのエビデンス提出、AI プログラムの場合は第三者による技術的証明取得など、相応の準備が求められます。証明書は基本的に每期交付を受け、税

務申告時に添付して控除適用の根拠とします(過年度に一度交付を受けた場合でも、その後対象所得が発生しない期も含め証明書発行が継続される運用)。

適用期間は現時点で限られており、令和7年(2025年)4月1日から施行され、2025年4月1日～2032年3月31日までの7年間の時限措置となっています。したがって、この期間内に開始する各事業年度において発生した対象所得について、本税制の適用を受けることができます(初年度から3月期決算の企業の場合、2026年3月期から適用可能)。制度導入当初は経過措置も設けられており、適用開始前から研究開発を行っていた案件については一定の場合に複数の取引を合算して自己創出比率を計算できるルールが定められています。このように、イノベーション拠点税制の適用には厳格な要件充足と事前準備が必要ですが、自社の知財収益に対する大幅な税負担軽減を得られる可能性があるため、要件に合致する企業は積極的な活用を検討すべき制度です。

2. 制度創設の政策的背景と導入目的

この税制創設の背景には、日本経済の構造転換と国際競争環境への対応という政策的課題が存在します。政府は近年、「新しい資本主義」や「成長と分配の好循環」の旗印の下で産業競争力強化策を模索しており、その中でイノベーション創出が重要な柱となっています。令和5年11月に閣議決定された総合経済対策では、日本経済の成長力強化策の目玉の一つとしてこのイノベーションボックス税制の創設が盛り込まれました。従来から経済界(日本経済団体連合会＝経団連など)より知財収益に対する税優遇を求める声がありましたが、長年実現していなかったものです。今回、政府が経済対策に踏み込んで本制度を打ち出したのは、「高付加価値の産業を創出することが日本の成長のカギ」であり、今まで取り組んでこなかった挑戦的な政策に挑む意思の表れだと関係者は説明しています。言い換えれば、知的財産を活用した社会実装を促進し、日本企業の無形資産投資を加速させることが狙いです。

政策的背景としてまず挙げられるのは、イノベーションに関する国際競争の激化です。欧州を中心に各国で2000年代から研究開発税制(R&D減税)に加えて「アウトプット」に着目した税制インセンティブとしてイノベーションボックス制度の導入が進んできました。直近ではシンガポールや香港などアジア諸国でも導入・検討が相次いでいます。他国が知財収益への優遇を拡充する中で、日本だけがその環境を整備していないと、自国で生み出した知財を海外に移転されてしまう懸念があります。研究開発拠点としての日本の立地競争力を強化するため、海外と遜色ない税制環境を整える必要があるとの認識が政府内で高まりました。この税制の創設目的について経済産

業省は、「イノベーションの国際競争が激化する中、我が国の研究開発拠点としての立地競争力を強化し、民間による無形資産投資を後押しすること」にあると明言しています。

次に、日本企業のイノベーション活動の現状への問題意識があります。日本は研究開発投資額や特許出願件数では世界的に見ても高い水準にありますが、その成果である特許等を十分に事業化・収益化できていないとの指摘があります。実際、OECD の統計によれば 2005～2020 年の日本の産業付加価値額の伸び率は主要国と比べ低い一方で、国際特許出願件数の伸びは米独より高い伸びを示しています。つまり、日本企業は特許を取得するものの、それを活かした新事業創出や収益獲得に結び付ける「社会実装」の部分で遅れを取っているという構図です。この課題を解決し、研究開発のアウトプットを事業収益に繋げるビジネスモデルを構築する後押し策として、本税制が位置付けられています。

また、日本は以前より研究開発減税(R&D 税制)を充実させており、企業の研究投資インセンティブは手厚く講じてきました。しかし、これまでの税制支援は研究段階(インプット)に偏重し、その成果を事業化(アウトプット)する段階への支援が手薄でした。欧州で始まったイノベーションボックス税制は、導入当初「特許収益の移転による課税逃れに利用される」との批判もありましたが、2015 年に OECD がネクサスアプローチという国際ルールを提示して以降、各国で健全な形に整備され、研究開発のインプット支援とアウトプット支援を両輪とする動きが広がりました。日本においても「研究開発税制+イノベーション拠点税制」でイノベーションの好循環を支える政策体系を整えることが志向されています。つまり、本税制創設は「研究開発→知財創出→事業化→収益→再投資」というイノベーションのサイクルを税制面から完結させる狙いがあるのです。

政府の産業戦略文脈では、本税制は経済安全保障や先端技術競争力の観点からも位置づけられています。先端半導体や AI など基幹技術の国内開発・実装を促し、国外流出を防ぐことで、日本の技術基盤を強固にする効果も期待されています。またスタートアップ支援や大学発ベンチャーの育成とも関連し、知財のライセンスや売却収益に恩恵が及ぶことで、オープンイノベーションや技術移転の促進にもつながる可能性があります。以上のように、イノベーション拠点税制の導入目的は、日本企業の無形資産からの価値創造を最大化し、産業競争力と持続的成長力を高めることにあります。

3. 他国のイノベーションボックス税制との比較

日本版イノベーションボックス税制は海外の類似制度をモデルに設計されています。主要各国では「Patent Box(特許ボックス)」あるいは「Innovation Box」と呼ばれる制度が既に導入されており、日本はこれらに追随する形となりました。以下、代表的な諸外国の制度と日本の制度を比較します。

- **英国(UK):** 2013年に Patent Box を導入しました。英国では企業が特許等から得た利益に対し、**法人税率を10%に引き下げる優遇**を受けられます。これは現行の英国法人税(25%)に比べ大幅に低い税率で、追加控除の計算によって実質的に課税所得の一部を除外する仕組みです。英国の制度は導入当初、一部の大企業が特許収益を英国に集約する動きも見られましたが、2016年以降 OECD ルール準拠の改正(ネクサス要件の導入)を経て、現在は欧州委員会からも有害でない制度と認められています。
- **オランダ:** 2007年に Innovatiebox(イノベーションボックス)を導入した欧州先進国の一つです。オランダでは現在、特許等からの収益に**9%の法人税率**を適用しています(通常の法人税率は25.8%)。オランダ制度も当初は5%と極めて低い税率でしたが、OECD合意に沿って2018年に改正され、対象資産を特許等に限定しつつ税率を上げています。それでも9%という低税率は欧州内でも競争力が高く、オランダは欧州企業の知財管理拠点として積極的に活用されています。
- **フランス:** 2001年と早期に**特許ボックス制度**を導入した国です。フランスでは特許から得られるライセンス収入や譲渡所得に対し、**約10%の税率**を適用しています(フランスの標準法人税率は25.83%)。対象は広義の特許や特定の植物品種、希少疾病医薬品などで、近年の改正でソフトウェア著作権も含める形に変更されました。フランスも2019年に制度を OECD 基準に合わせ改正しており、現在は開発費用に基づく収益按分計算(フランス版ネクサス計算)が行われています。
- **シンガポール:** アジアで先行して2018年に**知的財産開発インセンティブ(Intellectual Property Development Incentive, IDI)**を導入しました。シンガポールの特徴は、**制度が個別承認型の優遇措置**だという点です。多国籍企業などがシンガポール経済開発庁(EDB)に申請し承認を受けることで、対象IPから生じる収益に**5%または10%の優遇税率**が適用されます。適用される優遇税率や範囲は企業ごとに協議されるケースもあり、シンガポール政府が誘致したい先端産業に対し柔軟にインセンティブを付与しています。OECDのネクサス要件も満たす形で運用されており、研究開発活動をシンガポール国内で行うことが前提です。

- **その他の国・地域:** アイルランドは 2016 年に知識開発ボックス (Knowledge Development Box) を導入し、6.25%の税率(法人税 12.5%の半分)を適用しています。ハンガリーは 4.5%、スイスは最大 10%程度、ベルギーやルクセンブルク、スペイン、トルコなど多くの国で独自のイノベーションボックスが存在します。韓国も 2014 年に中小企業限定で特許収入減税制度を導入しています。米国には直接的な特許ボックス制度はありませんが、2017 年税制改正で導入された FDII(外国源泉無形資産所得控除)や GILTI といった制度で、自国で開発した無形資産から海外で得る収入に間接的な優遇措置を設けています。これは輸出による知財収益に 13.125%(将来 16.406%)の低税率を適用するもので、米国流のアウトプット支援策と言えます。

以上を踏まえると、日本のイノベーション拠点税制の特色が浮かび上がります。日本は「30%所得控除」という形を採りつつ、その実質は特許収益に約 20%の実効税率を適用するイメージで、欧州各国の 5~15%程度の優遇税率と比べるとやや控えめです。これは過度に低率にせず税収確保とのバランスを図ったものと考えられます。また、日本は対象資産を特許と特定のソフトウェア著作権に限定し、意匠や商標といったマーケティング関連資産は対象外としています。この点、OECD の指針でも商標やブランド等は対象外とされており、日本も国際ルールに忠実なスコープ設定です。さらに、日本制度は期間限定の措置としてまず導入し、効果検証後に見直す姿勢を示しています。多くの国では制度は恒久的ですが、日本はまず 7 年の時限措置とした点に慎重さが伺えます。

一方で、日本独自の工夫として「AI 関連ソフトウェア」に着目した点が挙げられます。各国の制度ではソフトウェア著作権を含めるか判断が分かれています。日本は昨今の AI 技術の重要性を踏まえ、AI プログラムに限定しつつもソフトウェアを対象に加えました。これはデジタルトランスフォーメーションの時代に即した設計と言えます。他国にない特色です。また、制度運用上、経産省が証明書交付という形で関与する点も特徴的です。多くの国では税務当局への申告ベースで完結しますが、日本は産業政策目的を反映して所管官庁が適格性の審査に加わっています。このように、日本のイノベーションボックス税制は主要各国の制度と共通の枠組み(知財収益への低課税、ネクサス要件順守)を持ちつつ、日本の政策課題に合わせた範囲設定と手続的工夫がなされていると言えるでしょう。

4. 制度のメリット・期待される効果

本税制には、日本企業のイノベーション促進と競争力強化に向けて様々なメリットや効果が期待されています。以下、主な利点を整理します。

- **知的財産の事業化インセンティブ強化:** 研究開発の成果である特許や技術を「使って稼ぐ」ことへの動機づけが高まります。これまで企業にとって研究開発費への減税はあっても、その成果をライセンス展開したり事業譲渡したりするフェーズには直接の税優遇がありませんでした。本税制により、**知財を活用して収益を上げれば税負担が軽くなる**ため、技術の社会実装・商業化に向けた投資行動を促進します。例えば、眠っていた特許を他社にライセンス供与する、新技術をスピンオフして事業売却する、といった動きを後押しし、**知財の流通と有効活用が進むことが期待**されます。
- **無形資産投資の好循環(イノベーション循環)の実現:** 税負担軽減によって得られた資金を**新たな研究開発に再投資**することで、イノベーションの循環が生まれます。企業にとっては、特許収益に課される税金が30%減免される分、そのキャッシュを次のR&Dや知財取得に充てる余力が生まれます。経団連も「本税制により無形資産の収益化とその収益の研究開発への再投資というイノベーション循環を確実に達成していくことが重要」と述べ、**研究開発→知財収益→再投資の好循環創出**に期待を示しています。この循環がうまく働けば、企業の持続的な技術革新力が高まり、日本経済全体の成長エンジン強化につながります。
- **研究開発拠点としての日本の魅力向上:** 国際比較で見ても遜色ない知財税制を整備したことで、**グローバル企業にとって日本に研究開発拠点やIP管理拠点を置く魅力が増す**可能性があります。従来、日本企業が海外の特許ボックス制度を求めて欧州子会社に特許を移転したり、シンガポールにIP収益を移したりするケースがありました。本税制の導入により、「日本国内に特許収益を留めても一定の税優遇が得られる」環境が整い、**知財の域外流出抑制**が期待できます。特にAIや先端材料など今後重要となる技術のIPを国内に留め、そこで収益化するインセンティブが働けば、日本が**イノベーションハブ**として国際競争力を維持・強化する一助となるでしょう。
- **高付加価値産業の育成:** 税制面からイノベーションを後押しすることで、医薬品・バイオ、半導体、AI・ソフトウェア、環境技術など**知財集約型産業の成長**が促進されます。たとえば製薬企業は新薬特許のライセンス収入を得やすくなり、バイオベンチャーと製薬大手の提携が活発化するかもしれません。また、大企業によるスタートアップ技術の買収(オープンイノベーション)も減税メリットで進む可能性があります。知財収益への課税緩和は、こうした**産業間の技**

術取引を活性化し、結果的に新産業の創出や事業再編を通じた生産性向上につながると期待されます。

- **企業の収益力・国際競争力の向上:** 知財から得られる収益の税負担が軽くなることで、企業の純利益率が向上します。特にグローバル市場で競う企業にとって、税負担の軽減は手元資金の増加を意味し、それを原資にさらなる設備投資や海外展開、人材獲得が可能となります。例えば、日本のハイテク企業が自社開発の AI ソフトを海外ライセンスして得た収入に対して 7%程度法人税が減ることは、競合他社より有利に資本を蓄積できることを意味します。各国が競って特許ボックスを導入しているのも、企業収益力ひいては国際競争力に直結するからであり、日本企業も本税制を活用することで競争条件の平準化が図れるでしょう。
- **税制ポートフォリオの充実:** 本税制の導入により、日本の産業政策税制は研究開発減税(インプット支援)とイノベーション減税(アウトプット支援)の両輪が揃いました。これは政策手段の拡充であり、景気や企業行動に応じて両者を組み合わせた誘導策が可能になります。例えば研究投資が低迷しているときは R&D 減税を拡充し、成果の事業化が課題のときはイノベ減税をテコ入れする、といった柔軟な産業政策運営が期待できます。また企業側にとっても、研究段階から事業化段階まで一貫した税支援があることで、中長期的なイノベーション戦略を描きやすくなる利点があります。

以上のように、本税制は企業のイノベーション活動全体を底上げし、日本経済の知価創造力を高めることを狙ったものであり、その効果に大きな期待が寄せられています。もっとも、これらのメリットが現実に発現するかは、制度の使われ方次第でもあります。政府は制度導入後、その利用状況や経済効果をモニタリングし、期待通り産業政策上の意義(付加価値向上、知財収入増大、再投資増加等)が実現しているかを検証していく考えです。効果が芳しくなければ見直し・拡充も視野に入れており、政策効果の最大化が図られる見通しです。

5. 想定されるデメリット・制度上の懸念・批判的意見

他方で、イノベーション拠点税制にはいくつかの課題や懸念事項も指摘されています。制度設計上の制約や負の側面について、以下に整理します。

- **恩恵を受けられる企業が限定的:** 対象となる「特許収益」や「AI 関連ソフトのライセンス収入」を得ている企業は、主に製造業の大手企業や IT・製薬など特定業種に限られます。中小企業や非技術系産業では該当ケースが少なく、税

制の恩恵が一部の大企業に集中する可能性があります。既存の研究開発減税も大企業ほど活用額が多い実態があり、本税制も「大企業優遇」との批判が出る懸念があります。国会審議でも「一部大企業に恩恵が偏る減税ではないか」との指摘が予想され、制度の公平性について留意が必要です。

- **税収減少と財源確保の問題:** 減税措置である以上、政府にとっては税収の減少を伴います。本税制の減収規模は対象範囲によって変動しますが、与党税制協議では**対象資産・所得の範囲次第で年間数百億円規模(1000億円近い)の減収差が生じ得るとの試算も議論**されました。財政事情が厳しい中、減収に見合うだけの民間投資増・経済波及があるか不透明との慎重論もあります。特に本税制導入と同時期に防衛費増額や少子化対策で増税論議がある中、「大企業減税のための財源をどうするのか」という批判的な見方も一部には存在します。そのため、将来的に**減収に見合う効果検証**が求められ、効果が薄い場合には制度縮小や期間満了で終了といった選択もありえます。
- **制度が複雑で事務負担が大きい:** 前述のように適用には詳細な計算と証明書取得が必要であり、企業側・行政側双方に相当の事務負担が生じます。特許ごとに関連研究開発費を過去に遡って集計し、その特許の収益と結び付けて比率計算をするのは煩雑です。特許と収益の対応関係が明確でない場合(複数特許で一つの製品を構成する場合など)もあり、計算の合理性をめぐり**税務調査時の議論**となるリスクもあります。また、経産省への証明書申請には技術資料や契約書類の整備が必要で、専門知識を持つ人材や顧問税理士・弁理士の関与が欠かせません。中小企業にはハードルが高く、結果として**制度を利用できるのは体力のある企業だけ**になる懸念もあります。経団連も中期的課題として「事務負担の簡素化」を要望しており、今後運用状況を見ながら手続きを簡便化する余地があるでしょう。
- **対象資産・所得の範囲が限定的すぎる:** 現状は特許と特定のソフトウェア著作物のみが対象で、他の知的財産は含まれません。例えば、製造業で重要な**実用新案や意匠(デザイン)**、IT分野の**一般的なソフトウェア**、サービス業の**ノウハウや営業秘密**などは本税制の保護外です。これらにも技術的イノベーションは含まれるため、対象外とされたことに対しては「狭すぎるのでは」との指摘があります。また、自社で製品化して収益を得るケース(自社実施による知財活用)はライセンス収入ではないため対象にならず、**自社完結型のイノベーションには恩恵が及ばない制度設計**です。このため、例えばハードウェアメーカーが自社特許を活用して高収益製品を販売しても本税制のメリットは得られません。自社利用の場合も何らかの優遇があつてよいのではという意見や、今後対象資産を広げる検討もなされるべきとの声があります。現時点では対

象を絞ることで減収規模を抑え制度の受容性を高めた側面がありますが、将来的な対象拡充の議論は残されています。

- **グループ内取引による収益移転の可能性:** 税控除を得るために恣意的な取引構造の変更が行われるリスクも指摘されています。例えば、国内グループ企業間で部品供給など通常の商取引をしている場合に、その一部を形式的に「特許ライセンス料」に置き換えて支払うことで、本来発生しない特許収入を親会社に計上し控除適用を受ける、といった**租税回避的スキーム**が考えられます。実際にメーカーA社が100%子会社A'社に特許ライセンスを与えているケースでは、ライセンス料の水準によって親会社A社の控除額が変わります。**通常支払うべき代金をライセンス料名目に付け替えるような行為があれば不当に税控除を受ける結果となり、また実際には子会社で技術実施していない特許について名目的にライセンス契約を結ぶケースも想定されます。**こうした**利益の人為的シフト**を防ぐため、税務当局は移転価格税制の適用等で牽制する必要があります。また、本税制自体にも**国内関係法人間の取引を対象所得から除外する規定**(産業競争力強化法施行規則等で整備)が盛り込まれており、グループ内ライセンスについては適用外または厳格な要件審査を行う方向です。制度を悪用した租税回避への懸念は国際的にも常に付きまとうため、適用第一号事例などを通じて行政の明確な運用基準を示すことが重要です。
- **追加的イノベーション誘発効果の不確実性:** 本税制がどの程度新たな研究開発や事業化を誘発するかについては、不確実な面もあります。減税はあくまで「成果」に対するものであり、既に存在する特許から利益を得た場合にも適用されます。企業によっては、減税分がそのまま手元資金に残るだけで終わり、新規投資に回らない可能性も否定できません。制度の趣旨として再投資が期待されているとはいえ、これは企業判断に委ねられています。また、大企業はもとより**減税がなくても行っていたであろう投資**に対して減税が適用されるだけ、というケースもあり得ます(いわゆる死重的損失の問題)。したがって、**どの程度の政策追加性(減税が呼び水となって増える投資)があるか**慎重に見極める必要があります。場合によっては、より直接的な研究開発補助金や他の政策手段の方が効果的ではないかという批判も起こり得ます。政府としては制度導入後、その適用件数や企業行動の変化を調査し、当初意図した「投資拡大→イノベ促進」の因果関係がしっかり機能しているか検証することになるでしょう。
- **制度適用期間の限定と将来の不確定要素:** 本税制は2025年度から7年間の時限措置であり、その後延長されるか恒久化されるかは未定です。企業にとっては、**2032年度以降にこの税優遇が無くなる可能性**を念頭に置かなければ

ばなりません。特許のライフサイクルや収益計画は長期にわたるため、一時的な制度だと分かっていると大規模な事業再編(例えば特許を活用するための組織変更)には慎重になるでしょう。ただし、政府・与党内では効果次第で延長・恒久化も視野に入れており、制度を定着させる方向であれば早めに延長判断を示すことが望まれます。逆に言えば、制度の今後が読めないうちは企業行動への影響も限定的になる恐れがあります。この不確実性自体がデメリットとなりかねないため、政策当局には**制度の将来像に関する明確なメッセージ**が求められます。

- **グローバルな税制動向との調和**: 国際的には OECD の BEPS プロジェクトに続き、15%のグローバル最低法人税率(GloBE ルール)の導入が進んでいます。各国の特許ボックス税制もこの潮流の中で位置づけが変わりつつあります。例えば、ある多国籍企業が日本で本税制適用を受け実効税率 21%(約 20%)になったとしても、15%を下回らないため追加課税は生じませんが、仮に 10%程度まで優遇を拡大した場合には海外親会社所在国で差額の課税(トップアップ)が行われる可能性があります。幸い日本の制度水準は国際最低税率を上回っており Pillar2(グローバル課税ルール)との整合性は概ね保たれていますが、将来他国との競争でさらに優遇幅を拡大する場合には注意が必要です。また、OECD はネクサス要件の順守を求めており、日本もそれを守っていますが、万一恣意的運用で形骸化すると他国から批判され得ます。制度が「**各国の税負担競争を助長する**」との懸念も根強く、経済協力開発機構や EU 等の国際機関は各国の IP 税制を監視しています。日本としては透明性・一貫性ある運用を行い、国際的な信認を損なわないよう留意が必要です。

このように、イノベーション拠点税制には有益な効果と裏腹に様々な論点があります。制度設計者もこれらを認識した上で、メリットがデメリットを上回るようバランスを図っています。導入後も専門家や関係者からの批判的意見に耳を傾け、必要に応じて改善措置を講じていくことが、本税制を真に実効性あるものにするために重要でしょう。

6. 国内企業・経済団体・税理士等専門家の反応と議論の動向

本税制の発表以来、国内の産業界や専門家の間では様々な反応と議論が起こっています。

企業・経済団体の反応: 大企業を中心に本税制の創設は概ね歓迎ムードです。経団連はかねてより「イノベーションボックス税制」の導入を政府に提言しており、今回の令和6年度税制改正大綱に明記されたことを高く評価しました。経団連の提言ではまず決定された措置内容を着実に執行すべきとした上で、中期的に対象知財の範囲拡充(ソフトウェアの取扱い見直し等)や事務負担の軽減も検討すべきと要望しています。産業界としては、**知財から収益を上げるビジネスモデルの確立**に本税制が追い風になると期待を寄せています。例えば製薬や化学メーカーは他社とのライセンス取引を促進する契機になる、ICT企業はAI技術をサービス提供する際の収益率が改善する、といった具体的な戦略検討が進んでいます。またスタートアップ企業にとっても、開発した特許やソフトウェアをライセンス・売却する際に買い手企業側で税メリットが出るため、技術エグジットの環境改善につながるとの声もあります。もっとも、**利益が出て初めて減税効果**が得られる制度であるため、当面赤字のベンチャーには直接関係しないなど限界もあります。この点、経済同友会などからは「研究開発型スタートアップにも恩恵が行き渡るよう工夫が必要」との意見も聞かれます。

税理士・会計士など専門家の見解: 税務の専門家からは、本税制に対する実務上の助言や留意点が発信されています。大手税理士法人やコンサルティング会社はクライアント向けに解説を行い、制度開始に備える動きがあります。専門家が指摘する主なポイントは以下の通りです。

- **研究開発費用のトラッキング:** 自己創出比率を算出するため、**特許ごとの研究開発費の的確な把握**が重要となります。企業はプロジェクト別に過年度を含め研究開発費を集計し直し、そのうち対象特許に直接関連する費用を特定する作業が求められます。専門家は「日頃から研究開発活動の費用計上を明確化し、知財と対応付けて管理しておくこと」が必要だと助言しています。
- **対象取引・所得の確認:** 税制適用の前提として、自社に**控除対象となる知財由来所得が発生しているか**を見極める必要があります。例えばライセンス料収入や特許の譲渡益がある場合、それが本税制上の「特許権譲渡等取引」に該当するかを精査します。専門家は、グループ内取引や海外との取引の場合の扱い、複数特許にまたがるライセンス契約の按分方法など、ガイドラインで示される具体例を参照して慎重に判断するよう提言しています。
- **証明書取得と期限管理:** 経産省への証明書申請手続きについて、必要書類の準備や申請スケジュールの管理が新たな業務となります。特に3月期決算企業で2026年3月期から適用したい場合、**2025年4月施行後すぐに申請手続きを開始**する必要があります。専門家は「初年度から適用を受けたい企業は早めに社内体制を整備し、経産省の公表する様式に沿って書類収集を進めるべき」とアドバイスしています。また、税務申告の更正期限の特例(控除

適用漏れ救済のため更正請求期間を延長する措置)も設けられているため、適用初年度の手続きに間に合わなかった場合の対応策も理解しておく必要があります。

- **最新情報のフォロー:** 税制の詳細な運用は今後国税庁から通達等で示される可能性があり、専門家は「施行後も逐次、当局からの情報発信を確認すること」を呼び掛けています。また、経産省も説明会や QA を更新していくため、それらをフォローして誤った適用や漏れがないよう注意が必要です。

こうした専門家の助言を踏まえ、企業側でも社内の税務担当者や知財部、経理部が連携して準備を進めています。特に製薬・バイオ、製造業、IT 企業では自社ケースでの控除額試算を行い、今後の収益計画に組み込む動きがあります。「対象所得がある企業はイノベーションボックス税制を積極的に活用しよう」とする専門家の呼びかけもあり、2025 年度以降は実際に多くの企業がこの恩恵を受け始めると見込まれます。

導入前後の議論の動向: 本税制については与党税制調査会や関係府省の研究会においても様々な論点が議論されました。特に注目された論点とその議論の方向性は次の通りです。

- **対象知財の範囲設定:** OECD のネクサスアプローチでは特許、植物品種、オーファンドラッグ指定医薬、著作権ソフトウェアなどが典型例とされています。日本ではこの中から**著作権ソフトのうち AI 関連に限定**する判断がなされました。背景には、「あまり広範にすると減収が大きくなる」「AI など成長分野に絞りメリハリを付ける」といった政策判断がありました。議論では、「ソフトウェア全般も含めるべき」「逆に AI に限らずとも良いのでは」との意見も出ましたが、結果的に今回は限定的スタートとなりました。経産省の研究会でも「ソフトなイノベーションの重要性」を指摘する声があった一方、財務当局は慎重姿勢を示しており、**まずは AI に限定して様子を見る形**となりました。今後、制度の利用実績や予算状況を踏まえて**対象知財の見直し(範囲拡大含む)**が検討課題として残されています。
- **控除率・優遇規模の妥当性:** 控除率 30%(実効税率ベース 20%程度)という水準についても議論されました。他国のケース(10%課税など)との比較では見劣りするとの指摘もありますが、**控除率をさらに引き上げれば減収が増えるジレンマ**があります。与党内では当初「50%控除(税率半減)くらいあってもいいのでは」との意見も一部にあったものの、財政影響や国際ルールとの兼ね合いから 30%に落ち着いたとされています。「**控除率 30%では効果が不十分**」との批判に対しては、研究開発減税との組み合わせで総合的に企業負担を下げ

ている点や、他国も徐々に優遇幅を縮小する傾向がある点が説明されています。また、30%控除でも法人実効税率ベース 7%相当の減税効果があり十分インセンティブとなるとの評価も示されました。今後の投資動向を見て、必要であれば控除率の調整も検討される可能性があります。

- **制度運用と行政手続き:** 経産省が証明書発行を担うという異例の税制運用についても議論がありました。産業技術の所管官庁が関与することで、対象となる知財の技術的妥当性を確認できる利点がある一方、行政手続きが煩雑化し企業の負担になる懸念もありました。経産省はガイドライン(全 91 ページ)を策定し手続き方法を詳細に示すことで、できるだけ円滑な運用を図るとしています。与党協議では、「審査の迅速化」「官民間の対話によるスムーズな証明発行」が求められ、経産省もオンライン説明会を開催するなど周知に努めています。専門家からは、証明書手続きがボトルネックにならないよう人員体制を整えるべきとの指摘があります。制度開始後しばらくは行政側も試行錯誤が予想され、企業側・税理士側と行政とのコミュニケーションが鍵となるでしょう。
- **政策目標の達成度とフォローアップ:** 減税が企業の行動変容(イノベーション加速)に繋がるか、きちんとフォローすべきとの意見もあります。与党税調では「既存特許を商業化して収益を上げ、その資金を元手に新たな特許を開発するインセンティブが働く制度にすることが望ましい」との指摘がなされました。この目的を達成するため、単に減税するだけでなく、得られた収益の再投資状況なども把握し、必要なら他の政策と組み合わせる考えも示されています。例えば補助金措置や金融支援策と併用し、税制で捻出された資金を戦略的投資に誘導する施策も考えられます。今後、政府は企業アンケートやヒアリングを通じて本税制の利用状況と効果を分析し、2027 年前後に中間評価を行う見通しです。その結果次第では制度の拡充・縮小、恒久化判断などが議論されるでしょう。

総じて、国内の議論は「歓迎ムードの中にも慎重な検証を求める声」がある状況です。企業側はチャンスと捉えつつ、実務対応に追われ、専門家は制度の円滑な定着に助言を惜しまず、政策担当者は制度の成果と国際整合性を注視するといった構図です。今後の焦点は、どれだけ多くの企業がこの税制を活用し、どの程度のイノベーション促進効果が現れるかにあります。それによって賛否の声も具体的なデータに基づく議論へと移行していくでしょう。

7. 国際的な影響(OECD・BEPS 整合性や他国の反応)

日本がイノベーションボックス税制を導入したことは、国際的にもいくつかの意味合いを持ちます。

まず、OECD・BEPS プロジェクトとの整合性については、本税制はその指針に沿って設計されており、国際的な取り決めに踏まえた「非有害な税制措置」と位置付けられます。先述の通り、OECD/G20 の BEPS 行動 5 では知的財産税制にネクサスアプローチが求められました。日本の制度はこの要件を忠実に実装しており、**恩典を受けるためには当該所得に対応する研究開発活動を日本国内で自ら行っていることが必要**となっています。したがって、本税制は租税回避の手段として他国の税基盤を侵食するような類のものではなく、OECD フォーラムで問題視される可能性は低いと考えられます。実際、経産省は制度設計段階で OECD の有害税制レビューを意識し、産業競争力強化法という国内法の枠組み内で要件を厳格化することで国際基準との整合を図りました。各国の特許ボックスの多く(英国・フランス・オランダ等)も既に OECD 基準に適合して運用されていますので、日本もそれに倣った格好です。

次に、**他国の反応や国際的競争環境への影響**です。主要国は日本の導入を概ね予想していたと考えられ、特段の摩擦は生じていません。むしろ、日本がようやく知財所得インセンティブを導入したことで、**国際的には「日本も本格的に無形資産誘致に乗り出した」との受け止め**があります。欧州諸国やシンガポールなど既に制度を持つ国からすると、日本企業が自国の制度を利用して特許収益を移転する動機がいくらか減る可能性があります。例えば、これまで日本企業が英国の Patent Box を享受するために英国子会社に特許を移管していたケースでは、日本国内での優遇も検討肢に入るため、**特許の囲い込み競争**に微妙な影響を与えるでしょう。ただ、現時点で日本の優遇幅は上記の通り他国より小さいため、直ちに国外から日本へ知財を移す動きが起こるほどではありません。しかし中長期的には、日本に研究開発拠点や IP 管理拠点を置く多国籍企業(外国企業)に対して「日本でも知財収益の優遇がありますよ」とセールスポイントにできるようになります。これは対日直接投資の促進策の一環として、JETRO(日本貿易振興機構)などが海外企業向けに情報発信する可能性があります。

また、**米国をはじめ他国の税制への影響**としては、各国が互いの動向を見ながら自国制度を微調整することが考えられます。米国には特許ボックスはありませんが、FDII 制度で海外に売る無形資産所得を 13.125%の低税率にしています。日本の導入それ自体が米国企業に直接影響を与えることは少ないでしょうが、米国内でも「各国が知財インセンティブを競う中で米国の税制も競争力を保つべき」との議論があります。もっとも、グローバル最低税率の合意も踏まえると、今後各国が現在より税率を下げるのは難しく、むしろ横並びになっていく可能性が高いです。その点で、日本の

20%前後という実効税負担は国際協調的な水準であり、「税率競争を煽らない責任ある設定」との評価もできます。

国際機関の視点では、OECD は引き続き各国の知財優遇税制をモニタリングします。日本が導入したことにより、OECD の年次レビュー報告などで日本の制度に言及されるでしょう。その際、ネクサス比率や対象資産などがきちんと遵守されているか確認されます。また EU も自らのブラックリスト等で特許ボックスをチェックしていますが、日本は EU 加盟国でないため直接の対象外です。ただし EU 諸国との二国間協議等で参考事例として話題に上ることは考えられます。現状、日本の制度設計は各国に比して保守的であり、批判される余地は少ないとみられます。

さらに、アジア諸国の動向にも目を向ける必要があります。シンガポールや中国香港など、アジアでの導入例・検討例が増えている中、日本が国家戦略として知財税制を導入したことは、近隣国にも刺激となるでしょう。例えば、韓国は中小企業限定措置でしたが、大企業向けにも拡充を検討するかもしれません。中国本土もハイテク企業に15%の優遇税率を適用する制度がありますが、これを特許収益に絞ったボックス制度に発展させる可能性もあります。つまり、日本の動きはアジア地域全体でのイノベーション誘致競争を一段と活発化させるポテンシャルがあります。その中で、日本は OECD ルール遵守を前提に据えているため、他国に対しても透明性の高い制度運用を示すことで模範となる立場を取れるかもしれません。

最後に、国際的な協調・調整という観点では、本税制の導入により日本は「知財税制クラブ」の一員となったとも言えます。他国の制度との二重適用や排他的適用など技術的な課題も将来出てくる可能性があります。そうした問題について各国税務当局間で情報交換・協力しやすくなるでしょう。例えば、日本企業が海外でも特許ボックスを利用する場合の調整(どちらの国でどれだけ控除するか等)や、国際租税条約との関係などが論点となり得ます。こうした問題に対処するため、日本が蓄積した運用ノウハウを国際会議で共有したり、逆に他国のベストプラクティスを取り入れたりすることが考えられます。つまり、日本の知財税制は国内施策であると同時に国際税制の一部でもあり、その運命は世界の潮流とも深く関わっていきます。

総合すれば、イノベーション拠点税制の導入は日本の産業競争力強化に資するだけでなく、国際的な税制競争・協調の中で日本のスタンスを示す一手となりました。各国が互いに歩調を合わせつつイノベーション促進を図る方向性の中で、日本も自国の役割を果たし始めたと言えるでしょう。今後も国際会合等で日本の制度が紹介され、他国の反応や制度間比較がなされる中で、より良い制度設計へブラッシュアップされていくことが期待されます。

まとめ

2025年4月施行のイノベーション拠点税制(イノベーションボックス税制)は、日本の産業政策・税制における大きな転換点を画すものです。本稿で詳述したように、その基本仕組みは知的財産から生じる所得に対する30%の所得控除であり、研究開発段階のみならず成果の事業化段階まで含めて企業のイノベーション活動を税制面から支援する意欲的な制度です。政策的には国際的な立地競争力の強化や付加価値向上という明確な目的に根ざし、欧州をはじめ各国の先行制度を参考にしつつ日本の実情に合わせて設計されています。その導入により、日本企業の知財戦略やビジネスモデルに変化が生## まとめ

以上、令和7年施行のイノベーション拠点税制について、その仕組みと背景、国際比較、メリット・デメリット、関係者の反応、国際的文脈まで詳細に分析しました。本税制は研究開発の「アウトプット」部分に焦点を当てた初の減税措置であり、日本の産業政策上の画期となるものです。知的財産収益への30%所得控除により、企業の無形資産投資の好循環を促し、国際競争力の強化に資することが期待されています。一方で、対象や手続きの限定性、実効性など課題も内在しており、今後の運用状況の検証と必要な見直しが重要となるでしょう。産業界・専門家の協力の下で制度を円滑に定着させ、知財から価値を生み出すビジネスモデルを日本経済に根付かせることが、本税制導入の真価を発揮する鍵となります。国際的にも整合性を保ちながら、企業のイノベーション戦略を力強く後押しする政策ツールとして、本税制をビジネス戦略立案や政策提言に存分に活用していくことが望まれます。